

IV. 認可後の地縁団体について

1. 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。登録申請は、団体の代表者のみが行うことができます。代理人が申請する場合は、別途委任状が必要となります。なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

(1) 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書（26ページ様式第5号）
- ②代表者の印鑑（市民課に印鑑登録をしてあるもの）
- ③代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④登録をする団体の印鑑

(2) 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ①ゴム印その他の変形しやすいもの
- ②印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

2. 各種証明書の発行

(1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。証明書交付申請書（27ページ様式第6号）により地域づくり支援課まで請求して下さい。証明書の交付手数料は400円です。

(2) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は団体の代表者のみが申請することができます（代理の方が申請する場合は、別途委任状が必要となります）。認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（28ページ様式第7号）により地域づくり支援課まで申請して下さい。証明書の交付手数料は400円です。

3. 不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

※自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は、委任の終了となり、日付けは市長の認可の日となります。

※認可地縁団体は、下記のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

①保有資産（不動産）の増減

②登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※代表者名の変更は、登記事項でないので、変更登記の必要はありません。

ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には変更登記が必要となります。

4. 税金

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	固定資産税	固定資産税評価額で課税 申請により一部減免措置	固定資産税評価額で課税
府税	法人府民税	均等割のみ課税 申請により減免措置	法人税割額、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

5. 告示された事項に変更があった場合

告示事項に変更があった場合は、告示事項変更届出書（29ページ様式第8号）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）に、それぞれの告示事項毎に必要な書類を添付して、変更届出の手続きを行う必要があります。

6. 規約に変更があった場合

以下の書類を提出してください。なお、規約の変更内容が、告示事項に該当する場合には、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

- ①規約変更認可申請書（30ページ様式第9号）
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

7. 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受ける時、毎年度終了時（新年度開始3か月以内）に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への届け出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに訂正してください。